放課後児童クラブの待機児童解消の取り組みは

問 ①放課後児童クラブの利用率が近隣市町に比べて低く、待機児童数は多い状態となっているが、その改善に向けた取り組みは。②児童の健全育成等を図る目的を持つ児童館を本市に設置する考えは。

答 ①現在、本市では十九カ所の放課後児童クラブが設置、運営されており、定員を超える児童の受け入れも行っているが、一部のクラブにおいては施設規模などの問題により、希望者のすべてを受け入れることができない状況にある。待機児童解消に当たっては、学校教室の活用、学校敷地内への施設の設置、学校周辺の民間施設の活用などを検討していく。②小学校の余裕教室を活用した「らっこ」・「こあら」など、児童館的機能を有するふれあいプラザを設置しており、今後も必要に応じて設置を検討していく。

▲指導員と楽しく過ごす放課後児童クラブの児童

仮称「シルバーパス」の導入に向けた考えは

問 高齢者に公共交通機関の利用を促進することは、中心市街地の活性化を図る上で重要であると考えるが、その方策として、高齢者にバスの定期券を購入してもらい、その購入者は市内の乗車料金を一回百円とするような、仮称「シルバーパス（高齢者用定期券）」を導入する考えは。

答 公共交通活性化の取り組みとして、ビーバスなど市街地を循環するワンコインバスの運行や低床バスの導入補助、環境定期券制度等を実施している。また、高齢者向けのサービスとしては、シルバー定期券など、各バス会社がそれぞれ取り組みを行っている。本市における統一的なシルバーパスの導入については、バス利用者の増加と中心市街地の活性化に寄与すると考えるが、各バス会社の合意と連携が不可欠であることから、公共交通活性化対策協議会において検討していく。

▲高齢者の公共交通利用が中心市街地の活性化に

介護保険制度についての高齢者への周知は

問 ①介護保険制度についての高齢者への周知は。②要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間中に介護サービスを利用した場合の扱いは。

答 ①「広報ぬまづ」、本市ホームページ、出前講座を通じて周知を行っている。さらに、平成十八年度からは市内八カ所に設置された地域包括支援センターにおいて、介護保険に関する総合的な相談や高齢者への虐待に関する相談など、各種相談を行う中で、介護保険制度についてもPRを行っている。今後もさまざまな機会を通じて、わかりやすい情報の提供に努めていく。②要介護認定申請の後、訪問調査や介護認定審査会における介護度の判定等を行うことにより、認定までに約一カ月を要するが、介護認定の効力は申請日から発生するため、認定結果が出る前に介護サービスを利用した場合でも、要支援または要介護と判定された場合は保険給付の対象となる。今後も地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、認定までのスケジュールや利用の仕組みなどについて十分に説明し理解を得るとともに、速やかな認定事務の遂行に努めていく。